

## 都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準について

関係法律	下水道法第28条
法律の内容	これまで全国一律に定められていた都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準を、政令で定める基準を参酌して、都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとされました。
国の基準令	下水道法施行令
独自基準の制定	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。
用語の説明	都市下水路・・・市街地における雨水などの下水を排除するために地方公共団体が管理している水路
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	都市整備推進室 63-8826